

令和5年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和5年6月23日（金） 開会 午後4時31分
閉会 午後5時14分

場所 第7委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
深谷顕史副委員長
鈴木まさひろ委員、松本義明委員、横川雅也委員、岡田静佳委員、
諸井真英委員、武田和浩委員、小早川一博委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 武内政文委員

説明者 鈴木基之警察本部長、
丹下浩之総務部長、荻野長武交通部長、
川渡守総務課長、田中守交通総務課長、風間康男交通規制課長、
前田真一交通指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第82号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第83号	埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑】

鈴木委員

- 1 特定小型原動機付自転車とはどのような乗り物か、最も特徴をあらわすポイントは何か。
- 2 一般原動機付自転車の交通ルールとどのような点が異なるのか。
- 3 特定小型原動機付自転車のルールをどのように周知しているのか。
- 4 道路交通法改正以前の電動キックボード等はどのような取扱いだったのか。
- 5 電動キックボード等の直近の交通事故やトラブルに関する状況はどうか。

交通総務課長

- 1 いわゆる電動キックボードが一例に挙がるが、原動機付自転車のうち、車体が長さ190センチ以下、幅60センチ以下の大きさ、最高速度が時速20キロメートル以下など、構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、その運転に関し高い技能を要しないものである。
- 2 運転免許が不要、構造上最高速度が時速20キロメートル以下、特例特定原動機付自転車の場合には一部の歩道通行が可能、右折は常に二段階右折などが挙げられる。
- 3 県警察ホームページに主な交通ルールを掲載し、県民への周知を図っているほか、事業者向けの交通安全教育において、交通ルールの講話を盛り込んでいる。今後も交通安全教育の実施や販売店との協力の下、一層の周知に努める。
- 4 原動機の排気量や定格出力により異なるが、排気量50cc未満の発動機又は定格出力0.6キロワット以下の電動機であれば、道路交通法上の原動機付自転車に該当する。原動機付自転車に当たるキックボード等を運転する場合は、原動機付自転車を運転することができる運転免許が必要なほか、ヘルメットの着用や車道通行など、原動機付自転車としての通行方法に従う必要がある。
- 5 令和4年中、電動キックボードによる人身事故は、全国で41件発生している。埼玉県内では2件発生しており、このうち1件は、県内の交差点において、軽貨物自動車と電動キックボードが衝突し、軽貨物自動車が逃走するひき逃げ事故である。令和5年5月末までに、人身事故の発生はないが、物件事故1件を確認している。トラブルの状況については、トラブルまでには発展していないが「危ない運転をしている」などの通報は、数件把握している。今後は、ルールの周知を図るとともに、厳正な指導取締りを推進していく。

松本委員

- 1 第82号議案についてヘルメットの着用は努力義務となるが、危険ではないのか。
- 2 違反をした運転手への講習はどのような内容で、いつどこで実施するのか。
- 3 手数料額の内訳はどのようなものか。
- 4 努力義務であってもヘルメット着用を促す取組は何か。
- 5 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例が制定された経緯は何か。
- 6 第83号議案の条例における信号機等の基準は何か。
- 7 第83号議案で特定小型原動機付自転車が追加されたことで、道路標識等は変更されるのか。

交通総務課長

- 1 特定小型原動機付自転車については、その車体の大きさや性能上の最高速度、免許が不要、車道通行が原則であることなどを踏まえ、自転車に近い交通ルールが適用されていることから、乗車用ヘルメットについても自転車同様に努力義務としている。運転者に対して、ヘルメットによる頭部保護の重要性を啓発して、被害軽減が図られるよう努めていく。
- 2 講習の内容は、具体的には、主に交通ルール等に係る理解度チェックや犯しやすい違反行為の事例紹介、危険性の疑似体験のほか基本的な交通ルールの再教育などの講習カリキュラムで、特定小型原動機付自転車運転者の実態に合わせた講習を実施する予定である。講習の受講を命じる必要がある場合は、被命令者との日程調整を行った上で、警察本部等の警察施設への出頭を求め、受講命令及び講習を実施する。
- 3 手数料額は、道路交通法施行令によって定められる手数料額を標準として定めており、主な内訳としては、講習にかかる人件費、教育用機材や資料作成にかかる物件費の合計2,000円と算出している。
- 4 自転車乗車用ヘルメット同様に努力義務であるものの、極力被って運転していただくよう、周知啓発していく。

交通規制課長

- 5 平成24年4月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の一部改正により、重点整備地区内に設置する信号機等の基準が、それまでの国で定める基準から都道府県の条例で定める基準へと改正されたため、本条例を制定することとなった。
- 6 本条例においては、移動等円滑化のために必要であると考えられる信号機、道路標識及び道路標示の内容を規定している。具体的には、信号機の基準として、信号が青色になったことを音声等で伝達する音響信号、白い押しボタンを押すことにより歩行者青時間を延長する機能を有する高齢者等感応制御、歩行者と車両を分離して通行させる歩車分離式信号などが規定されている。
- 7 自転車の通行が禁止される交通規制や通行ができる交通規制の対象に特定小型原動機付自転車が増加されることとなり、交通規制の名称が「自転車通行止め」から「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」などと変更になるが、規制標識等のデザインについては変更されない。標識等で現行から変更となる点としては、特定小型原動機付自転車又は特例特定小型原動機付自転車を個別に交通規制の対象又は除外する場合に使用する「特定原付」又は「特例特定原付」という略称の補助板が新設される。

小早川委員

- 1 特定小型原動機付自転車は運転免許証不要だが、交通違反者が運転免許保有者でない場合、どのように身分確認等を行うのか。
- 2 交通違反者が運転免許保有者でない場合、過去3年の交通違反歴をどのように把握するのか。

交通指導課長

- 1 マイナンバーカードや健康保険証等の公的な本人確認資料により確認するほか、運転者が学生等であって公的な本人確認書類を所持していない場合には、学生証等の身分証の提示を求めたり、運転者の学校・保護者に対してその人定を確認することとなる。ま

た、場合によっては、運転者の任意の協力により、運転者の自宅に赴き、身分証の提示を求めることもありうる。いずれにしても人違いのないよう努めていく。

交通総務課長

- 2 危険行為に該当する違反は、運転免許の有無にかかわらず、警察庁に報告し、管理される。過去3年以内に2回の危険行為を繰り返した者に該当した場合は、警察庁から2回目の違反を検挙した都道府県警察に通知されることとなる。

武田委員

- 1 第82号、第83号議案の条例改正について、全国で同じような条例改正が行われるのか。
- 2 自賠責保険は必要なのか。

交通総務課長

- 1 特定小型原動機付自転車運転者講習制度は、今般の道路交通法改正により定められたものであり、全国一律に適用される。本講習手数料額についても、道路交通法施行令によって定められる手数料額を標準として定める。バリアフリー条例については、国の基準に準ずると規定しており、県条例を変更する必要のない県もあると把握している。
- 2 特定小型原動機付自転車を運行する際は、当該車両が道路運送車両の保安基準に適合し、自賠責保険・共済に加入し、ナンバープレートを取り付けなければならない。

伊藤委員

- 1 第82号議案における特定の危険行為とは具体的にどのようなものか。
- 2 免許制度の対象外であることが、事故やトラブル増加を助長しないのか。
- 3 キックボードの購入時における安全教育についての規定はあるのか。購入時にテキストを渡す、注意を伝える等そういった規定だけで、安全教育はなされるのか。
- 4 特定小型原動機付自転車の販売に関して運転者がアクセル操作しても時速20キロ以上出せないようになっているのか。
- 5 信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合には、特定小型原動機付自転車が通行できることになるが、この信号機に電動キックボードが通行できる旨が明記されるのか。
- 6 特定小型原動機付自転車が信号機を利用できることを、どのように注意喚起するのか。

交通総務課長

- 1 政令に定める主な危険行為は、信号無視、通行禁止、酒気帯び運転等、共同危険行為等を含め、17の行為である。
- 2 国の有識者会議による検討、アンケートや走行実験の結果を踏まえ、一定の速度や車体の大きさ以下のものについては、自転車と類似の交通ルールを適用することとしたものと承知している。交通安全教育を通じた交通ルールの周知、交通違反に対しては厳正に取締りを推進するとともに、特定小型原動機付自転車運転者講習の適正な実施を通じて、利用者の違反防止、交通事故防止に努めていく。
- 3 改正道路交通法により、特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸渡することを業とする者は、購入者、利用者に対し安全な運転を確保するために必要な交通安全教育に努めなければならないと規定された。インターネット等の販売もあるため、直接本人に対

して教育できるかについては、不確定な部分もあるが、安全利用に関する資料については、販売事業者から配布・送付されると承知している。

- 4 道路運送車両法に基づく保安基準により、特定小型原動機付自転車の車体の大きさや速度が時速20キロ毎時を超えないことが定められている。国土交通省において、基準適合性確認制度を創設し、基準適合車には認定シールが貼付されるので、特定小型原動機付自転車を購入したい方は、基準適合の有無を確認して購入することとなる。

交通規制課長

- 5 道路交通法施行規則の改正により、歩行者用信号に附置される「歩行者・自転車専用」の標示の対象に特定小型原動機付自転車が含まれることとなるが、記載内容の変更はされない。
- 6 注意喚起に関しては、特定小型原動機付自転車の通行方法について、ホームページ等様々な媒体を活用して周知を図るとともに、特に必要が認められる場合には道路管理者と連携を図りながら注意喚起看板の設置等を検討していく。

諸井委員

- 1 電動キックボードは、特定原付と一般原付では見分けがつきにくいですが、どのように見分けるのか。
- 2 電動キックボードに乗る人へは当然だが、乗らない人への教育・周知啓発は行うのか。また、16歳以上が対象となり通学に使う高校生も増えるかもしれないが、学校への啓発・連携は考えているのか
- 3 違反者への講習はどこで実施するのか。
- 4 ヘルメットは、自転車用ヘルメットでよいのか。また、右折の方法は、あらかじめ右に寄ってから右折することは可能なのか。

交通総務課長

- 1 特定原付は緑色の灯火が設けられる。また、歩道走行時の特例特定原付については緑色灯火が点滅するので、それにより判断できる。
- 2 今後どの程度普及していくかを見定めて、乗らない方に対しても広く広報啓発して、あらゆる機会での注意喚起等行っていく。また、学校に対しても広報啓発を行う。
- 3 日程を調整し、警察本部以外にも居住地近くの警察署に呼び出して講習することは可能である。
- 4 自転車用ヘルメットで十分対応できる。なお、一般原付は今までどおり、バイク用ヘルメットを装着しなければならない。また、右折については、常時二段階右折である。中央線がないような小さい交差点については、大回り右折をすることとなる。

【付託議案に対する討論】

伊藤委員

第83号議案について、反対の討論を行う。

電動キックボードは、現行法では、原動機付自転車の交通ルールが適用されている。しかし、道路交通法の一部改正で、7月から、最高速度20キロ以下等の車体を対象に、免許不要、ヘルメット着用が努力義務と、自転車と同様の交通ルールに変更される。同時に、重点整備地区の歩行者用青信号による通行を可能にするという規制緩和をされるという条例改正である。電動キックボードの普及に伴って事故も急増しており、交通事故は、20

20年には20件だったものが、2021年には100件になったと報道されていた。さらに、2021年9月から2022年11月の交通違反の摘発数は1600件を超えている。そして、歩行者やベビーカー、車椅子などの通行を妨げる無秩序な違法駐車によるトラブルも、現在問題になっており、この条例改正によって、歩行者との接触リスクが高まって、トラブルの増加を助長させることになる。人の命を危険にさらすような規制緩和は認められないことから、本議案には反対とする。